

岡山県中小企業振興審議会の公開について

審議会の会議は原則公開とするが、特段の事情がある場合、出席委員の3分の2以上の多数の議決をもって、非公開とすることができる。

1 会議開催の周知

- ・ 会議開催日の1週間前までに、開催について報道機関に発表するとともに、岡山県ホームページに掲載する。
- ・ 周知する事項は、開催日時、場所、議題、報道機関の取材、県民の傍聴に関する事項等とする。

2 報道機関への会議公開

- ・ 会場内に報道席を設け、会議の取材を可能とする。
- ・ テレビカメラ等の撮影は、議事進行の都合上、会議開始後の5分程度までとする。

3 県民への会議公開

- ・ 会場内に傍聴席を設け、会議の傍聴を可能とする。
- ・ 傍聴者の定員は、10名程度（先着順）とし、開議前に受け付けることとする。
なお、会場の規模によっては、10名以内で席の設置が可能な人数とする。
- ・ 議事の進行を妨げる者に対しては、議長より退場を命ずることができることとする。
- ・ その他詳細は、「会議傍聴要領」のとおりとする。

4 議事概要等の公開

- ・ 議事概要及び会議資料については、会議終了後岡山県ホームページに掲載する。